

原子力発電所における地震動評価の概要

川内及び玄海原子力発電所の耐震評価に用いる基準地震動は、発電所周辺の活断層調査結果を基に発電所毎に策定する「震源を特定して策定する地震動」と、活断層調査を実施しても震源と活断層の関連付けが困難な過去の地震の観測記録を基に策定する「震源を特定せず策定する地震動」により策定しています。

このうち、「震源を特定せず策定する地震動」は、地震の規模に応じて「地域性を考慮すべき地震動」と「全国共通に考慮すべき地震動」を策定しており、「全国共通に考慮すべき地震動」については、国の基準に示すマグニチュード (Mw) 6.5 未満の 14 地震について、発電所への影響が大きく、かつ、精度の高い地盤データが得られた留萌支庁南部地震を基に策定していました。

今回、原子力規制委員会において、過去に発生した 89 地震の観測記録を収集・分析し、全国共通に考慮すべき地震動（標準応答スペクトル）が策定されました。

これにより、「全国共通に考慮すべき地震動」について、これまでの留萌支庁南部地震を基に策定していた地震動に加え、標準応答スペクトルを用いた地震動の評価が求められています。

このため、当社は、「標準応答スペクトル」を用いて川内及び玄海原子力発電所それぞれの地盤特性を考慮した地震動を評価しました。

【基準改正後の基準地震動策定の流れ】

